

地域交通関係予算について(令和8年度版)

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

(令和7年度補正・令和8年度予算)

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等
令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円

- ・ 社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 : 令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
- ・ 鉄道施設総合安全対策事業費
 : 令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備
 : 令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

- 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保
 - 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
 (運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
 - 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
 (複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
 - 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
 (地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
 - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
 - 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
 - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
 - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
 - 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）
- ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による共同化



公共ライドシェア

- 集中対策期間における「交通空白」解消
 - デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し (調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)

地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
 - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
 - パリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
 - 地域鉄道における安全対策
 - 安全に問題があるバス停の移設等

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- 訪日外国人旅行者受入環境整備 (観光庁予算)
 - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の事業化に向けた重点支援
- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上
 (システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築
 (再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)
- 地域公共交通再構築 (社会資本整備総合交付金)
 (地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和8年度）

令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備等**を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設（1.または2.のみ）】

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1. 「交通空白」解消タイプ

POINT

商業・福祉・教育等の
他分野の関係者が実質的に
運行に関わる場合、
定額の引き上げ
(上限750万円)

- **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2 / 3（上限1億円）**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

2. 共同化・協業化促進タイプ

POINT

複数の自治体・交通事業者で
共同でのサービス提供を行う
事業について、**重点的に支援**

- 複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への**運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から運行までトータルで支援**

- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2 / 3（上限1億2,000万円）**

3. 地域交通DX推進タイプ

POINT

国の定める標準仕様に
基づき、**デジタル技術活用**
による事業者・他分野連携
を支援

- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1 / 2～2 / 3（上限1億円）**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

4. モビリティ人材・組織育成タイプ

POINT

持続可能な地域交通を
実現するための
組織の立ち上げも支援

- 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**人材や組織の育成**等を支援

- 補助率：**定額（上限3,000万円）**



○ 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※ 「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例

左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等）



② サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
③ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
（輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等）



④ サービス提供に際し実施する要する費用
（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等）

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2 / 3（上限1億円）

- ※ 東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1 / 3（定額無し）
- ※ 車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限り）
- ※ 商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間 令和8年2月27日（金）～3月27日（金）

- ※ 応募にあたっては、地方運輸局・運輸支局等との事前協議（3/25まで）を必須とします。
- ※ 「交通空白」リストアップ調査において、自治体等が「交通空白」と判断した地域で実施することが要件となります。
- ※ 事業実施主体が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る。**
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

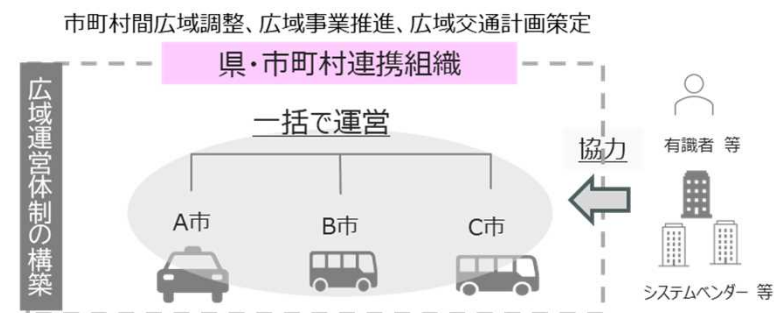
対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※ **2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体**となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする)
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)
- ② **輸送資源の共同化の体制構築に係る経費（有識者招聘を含む）**
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入（共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む）、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3（上限1.2億円）

※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ（上限2,000万円）

問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間

令和8年2月27日（金）～3月27日（金）

- ※応募にあたっては、地方運輸局・運輸支局等との事前協議（3/25まで）を必須とします。
- ※自治体の応募にあたっては、「交通空白」リストアップ調査に回答していることが要件となります。
- ※事業実施主体が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

- 「移動の足」の確保や外出機会創出、公共交通分担率向上など持続可能な地域交通を実現するため、**連携・協働によるデータ活用やシステム統合、業務プロセス標準化など、共同化・協業化を円滑化する観点から事業者・事業種を横断したDXを加速し、事業生産性やサービス品質の向上を実現していく必要。**
- このため、事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進。**

事業概要（補助対象経費）

① データ統合によるモード横断のデータ活用

交通モードごと/事業者ごと/決済手段ごとに分断されているデータを統合するため、標準データ仕様に準拠した共通ID化や認証システム改修などを支援

サービス/決済手段を横断するデータ統合を実現

② システム統合による業務効率の向上

タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合による業務効率向上を推進するため、標準APIの導入を支援

標準APIによりタクシーやデマンドバスの配車アプリ-配車管理Sysを統合・一元化

③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上

データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質向上を推進するため、標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入を支援

標準データモデルの導入によるオペレーションの高度化

事業要件

<p>【補助対象事業者】 複数の都道府県、市町村、民間事業者による共同事業体又はこれらを構成員とする協議会 ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。</p>	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの開発・購入・利用・改修費用 ・ システム導入に伴い発生するその他費用（研修、マニュアル作成等） ・ 地域交通へのキャッシュレス導入費用 ・ 交通情報のデータ化に要する費用 ・ 効果検証等のための調査経費 等 	<p>【補助率】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】</th> <th style="width: 33%;">B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】</th> <th style="width: 33%;">C 大都市など 【三大都市圏の政令指定都市】</th> </tr> <tr> <td>500万円まで定額、500万円を超える部分については2/3（上限1億円）</td> <td>2/3（上限1億円）</td> <td>1/2（上限1億円）</td> </tr> </table>	A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【三大都市圏の政令指定都市】	500万円まで定額、500万円を超える部分については2/3（上限1億円）	2/3（上限1億円）	1/2（上限1億円）
A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【三大都市圏の政令指定都市】						
500万円まで定額、500万円を超える部分については2/3（上限1億円）	2/3（上限1億円）	1/2（上限1億円）						

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間 令和8年2月13日（金）～3月6日（金）正午
 【採択時期目安：令和8年4月中（予定）】



○ 全国の「交通空白」を解消するとともに、**新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備**するため、地方公共団体において、効率的な地域交通への見直しを含む**企画・立案**を行い、交通事業者や地元住民等の**関係者との調整**を進める**人材・組織の育成**等を行う取組への支援を行う。

対象主体

- **地方公共団体**又は地方公共団体を含めた**協議会等**（都道府県が主体となり市区町村の職員等を対象に実施する場合も含む）
- **地方公共団体と連携し**、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する**事業者** ※**首長からの推薦が必須**
 - ※ 「交通空白」リストアップ調査へ回答している地方公共団体を対象とする取組に限る。
 - ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
 - ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。

補助対象経費

地方公共団体等が行う持続可能な地域公共交通を実現するために必要な**企画・立案を行う人材又は組織を育成する事業**に要する経費
（①・②については、いずれかの実施を必須とする） ※必須

①組織の立ち上げ支援に関する費用 ※設備投資は対象外

…人材採用経費、業務マニュアルの整備、立ち上げ期の人件費（年度内に限る）、交通事業者や住民への周知・ブランディング 等

②持続的な地域交通の検討に関する費用（地方公共団体又は地方公共団体を含めた協議会が発注し導入・実施するものに限る）

…現地調査、データ購入・データベース構築・GISデータ化、データ分析委託・ツール導入 等



③人材育成に関する費用

…ワークショップ運営費、外部講師謝金、教材作成費 等

④関係者との連携体制構築に関する費用

…会議開催経費（有識者謝金、会場使用料、旅費等）、住民説明会、アンケート 等

⑤外部専門人材の登用

…事業目的・課題解決のために適切なノウハウやスキルを有する外部人材を登用する際の人件費（費用の半額）

補助率

定額補助（上限3,000万円）

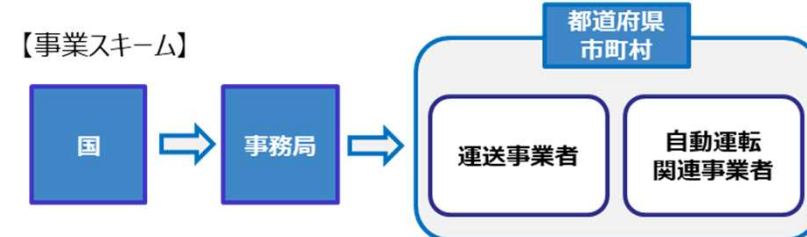
問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照） **公募期間** 令和8年2月27日（金）～3月27日（金）

※応募にあたっては、地方運輸局・運輸支局等との事前協議（3/25まで）を必須とします。
※自治体においては、「交通空白」リストアップ調査に回答していることが要件となります。
※事業実施主体が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

令和8年度 自動運転社会実装推進事業

- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者	地方公共団体（都道府県・市町村）
補助率	4 / 5
申請条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・遅くとも2027年度末までに L4 実装（全区間） ・未達成となった場合には、補助金の一部を返還
対象事業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線型の自動運転移動サービス ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費 ・車両改造費 ・自動運転システム構築費 ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等
支援の枠組み	（1）重点支援（補助上限額：4億円） ○地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業
	（2）一般支援（補助上限額：2億円） ○上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業
	（3）省人化支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5 ○レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資として、L4実現後も自動運転サービスの省人化向上に資する技術的課題解決の取組みを支援



自動運転大型バス



自動運転タクシー



1人が複数車両を
遠隔監視する「1対N」

地域公共交通のR・デザインと社会的課題解決を一体的に推進するため、交通DX・交通GXにより交通分野における省力化・利便性向上を通じた経営力強化を支援します！

補助対象事業者

旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者
離島航路・本邦航空運送事業者 等

補助対象経費

機器・システムの導入にかかる初期費用
(機器購入費、システム開発費、設置工事費等)

交通DX

新たな決済手段の普及・拡大

補助率 1 / 3

補助対象

クレジットカードタッチ決済、二次元コード決済、交通系ICカード決済にかかる機器等の導入・更新
※新規導入・機能向上を伴う更新・単純更新の類型ごとに優先順位を付けて補助を行う可能性がある。



デジタル技術活用等による省力化等の推進

補助率 1 / 2

補助対象

- ・乗務日報自動作成システムの導入 ・運行管理支援システムの導入
- ・配車アプリの導入 ・スマートバス停の導入
- ・列車位置情報提供システム等の導入
- ・船客予約システム等の導入
- ・自動チェックイン機の導入



交通GX

補助率 1 / 2

補助対象

- ・EVの充電にかかる電力の使用を最適化するエネルギー管理システムの導入
- ・旅客施設のLED照明化等
- ・船舶の省エネエンジン等の導入
- ・空港内車両（トイングトラクター等）のEV化

問合せ先

自動車・海事・鉄道関係：各地方運輸局担当（別紙参照）
航空関係：航空局航空事業課（03-5253-8574）

申請期間

(自動車関係) 令和8年4月27日～5月29日
(鉄道関係) 令和8年4月以降（予定）
(海事関係) 令和8年4月以降（予定）
(航空関係) 令和8年2月16日～3月16日

オーバーツーリズム対策等観光交通確保事業

【担当部署】
 ・物流・自動車局（旅客課） ・鉄道局（都市鉄道政策課、鉄道サービス政策室、鉄道事業課）
 ・海事局（内航課、外航課） ・航空局（総務課企画室）

- 公共交通機関等におけるオーバーツーリズムを未然防止・抑制する上で、受入環境の整備や、地方部等における観光交通の充実が急務。
- 入国から地方部の観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、観光客の受入れと地域住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な環境を整備するほか、地域の輸送資源やデジタル技術を活用して、旅行者の観光交通確保を強力に推進する。

持続可能な移動環境整備

補助対象事業者

交通事業者または旅客施設管理者またはそれらを含む団体

補助率

1 / 3 等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等
 ・案内放送の多言語化
 ・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備

・多言語バスロケーションシステムの設置

・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入

・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化

・企画乗車船券の発行

・レンタカーのキャッシュレス対応

旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・段差解消(エレベーター)

・LRTシステムの整備

・インバウンド対応型バス・タクシーの導入

・鉄道車両の荷物置き場の設置

・ジャンボタクシーの導入

・スロープ型タラップの整備

・船内座席の個室寝台化

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ※補助率1/2



・非常用電源装置、携帯電話充電設備等

地方ゲートウェイの刷新



・快適な乗り場環境整備

・地域の特色を活かした待合環境整備

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車

・魅力ある観光バス

・サイクルトレイン、サイクルシップ

多様なニーズに対する新たな交通サービスの創出等



・オンデマンド交通(予約システム、住民ドライバー研修費)

・超小型モビリティ・シェアサイクル等(サイクルポート等)

・手荷物配送(予約システム)

レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリによる情報提供

・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接客研修



問合せ先

自動車・海事・鉄道関係：各地方運輸局担当
 航空関係：航空局総務課企画室（03-5253-8695）

申請期間

自動車関係：令和8年4月27日～5月29日
 航空関係：令和8年4月以降（予定）
 鉄道・海事関係：随時

観光地における二次交通の高度化

補助対象事業者 交通事業者、自治体、DMO、NPO等の事業実施主体

補助率 2 / 3

補助対象

① 日本版/公共ライドシェア導入

観光地における二次交通の確保に資する日本版/公共ライドシェアの導入支援を通じて、インバウンドが円滑に移動できる環境整備を推進

（補助対象経費）車両導入、運行に必要な装備、配車管理システム等の導入、多言語対応等

（補助対象者）自治体、交通事業者、DMO、NPO団体等を想定



観光客向け公共ライドシェア

② 地域輸送資源活用事業（レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用）

駅・空港からのレンタカー貸渡の省力化や、施設送迎車両の共同利用の立上げ支援を通じて、限られた地域の輸送資源の有効活用を推進

（補助対象経費）レンタカー貸渡機器（本人確認書類読取端末・キーボックス）導入、共同運行用の車両確保、配車管理システム導入等

（補助対象者）レンタカー事業者、旅館・観光施設等送迎サービスの実施者を想定



複数の旅館による送迎車両の共同運行

③ 観光MaaS推進事業

複数の交通事業者による多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とするMaaSを活用して、交通結節点等における円滑な乗継や観光地での周遊を推進

（補助対象経費）システム改修、利用啓発費 等

（補助対象者）自治体、自治体と連携した民間事業者、協議会を想定



列車到着にあわせてタクシーを手配

問合せ先

①：物流・自動車局旅客課（03-5253-8569）

②③：総合政策局モビリティサービス推進課
（03-5253-8980）

申請期間

①：令和8年4月27日（月）～5月29日（金）

②：令和8年3月24日（火）～4月17日（金）

③：令和8年2月13日（金）～3月6日（金）

地域公共交通再構築事業 -社会資本整備総合交付金-

地方公共団体が立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画等において公共交通の利活用を位置づけ、地域公共交通計画に基づく特定事業として実施する地域公共交通ネットワークの再構築を支援。

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

【**補助率**】 1/2 ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については1/3（補助対象経費は総事業費の2/3を上限とし、1/3は事業者の自己負担）

【**交付対象事業**】

地域公共交通特定事業※の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、ローカル鉄道に係る公共交通再構築やバス路線の再編等を行う事業実施計画

- ・鉄道施設（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備 等）の整備
- ・バス施設（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、効果促進事業（自治体が作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象総事業の20%を目途）で、先進的な鉄道・バス車両の導入も支援



停留所の設置



EVバス充電施設の設置



高速化（軌道強化）



信号機更新



駅舎・ホーム改修



ICカード対応改札改修

【**地方財政措置**】

- ・**鉄道施設**：地方負担分について、うち45%について交付税措置（第三種鉄道事業者（地方公共団体）又は第三セクター鉄道の場合、地方債充当率100%）
- ・**バス施設**：地方負担分について、特別交付税措置80%

R7年度社総交の活用事例

富山県（JR西日本城端線・氷見線）

事業概要

新型車両の導入、増便・パターンダイヤ化に伴う改良、キャッシュレス決済対応、城端線・氷見線の直通化等利便性向上のための施策を行う。令和7年度は、レールの更新、ホーム改修、ICカード決済対応改札機の整備等を実施。

事業主体

富山県、JR西日本

整備対象

線路設備、駅施設、車両 等

城端線・氷見線 路線図



ホーム改修等



ICカード決済対応機器の導入

岡山市（交通結節点の整備）

事業概要

岡山市では複数のバス事業者が市内中心部に乗り入れているが、需要の大小に関わらず、大型車両で運行され、運転者不足、路線の重複等の問題がある一方で、自家用車への依存が非常に高く、公共交通の経営は厳しい状況。

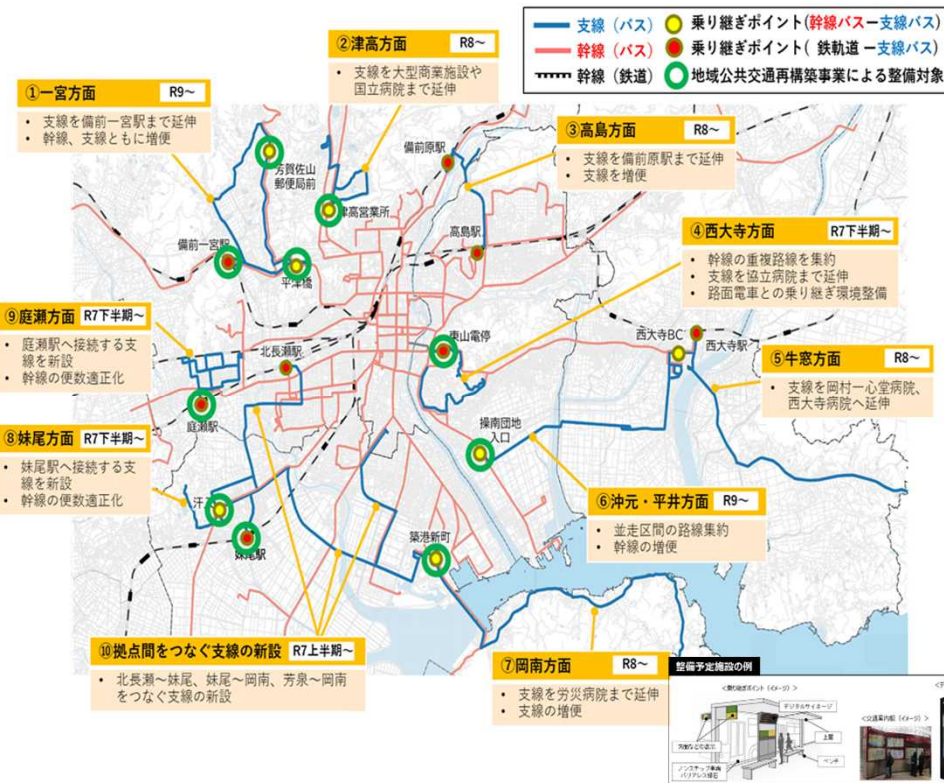
このため、岡山市では、需要に応じて幹線と支線に分割するバス路線の再編を行うとともに、乗り継ぎ環境の整備、ICカードシステムの導入等を図り、利便性の高い公共交通サービスの安定的な提供に向けた取組みを進めていく。

事業主体

岡山市、中鉄バス、両備バス、岡山電気軌道、下電バス、八晃運輸

整備対象

乗継拠点、交通案内版、デジタルサイネージ、移動データ分析システムの構築 等



機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	交通政策部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	交通政策部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	交通政策部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	交通政策部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	交通政策部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	交通政策部交通企画課	082-228-3495
四国運輸局	交通政策部交通企画課	087-802-6725
九州運輸局	交通政策部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客・船舶産業課	(バス関係) 011-290-2741 (タクシー関係) 011-290-2742 (鉄道関係) 011-290-2731 (海事関係) 011-290-1011
東北運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 海事産業課	(バス関係) 022-791-7529 (タクシー関係) 022-791-7530 (鉄道関係) 022-791-7526 (海事関係) 022-791-7512
関東運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客課	(バス関係) 045-211-7245 (タクシー関係) 045-211-7246 (鉄道関係) 045-211-7243 (海事関係) 045-211-7214
北陸信越運輸局	(バス・タクシー関係) 自動車交通部 - 旅客課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事部 海事産業課	(バス・タクシー関係) 025-285-9154 (鉄道関係) 025-285-9153 (海事関係) 025-285-9156
中部運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客課	(バス関係) 052-952-8035 (タクシー関係) 052-952-8036 (鉄道関係) 052-952-8033 (海事関係) 052-952-8013
近畿運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客課	(バス関係) 06-6949-6445 (タクシー関係) 06-6949-6446 (鉄道関係) 06-6949-6442 (海事関係) 06-6949-6416
神戸運輸監理部	(海事関係) 海事振興部 旅客課	(海事関係) 078-321-3146
中国運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客課	(バス関係) 082-228-3436 (タクシー関係) 082-228-3450 (鉄道関係) 082-228-8797 (海事関係) 082-228-3679
四国運輸局	(バス・タクシー関係) 自動車交通部 旅客課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 海運・港運課	(バス・タクシー関係) 087-802-6771 (鉄道関係) 087-802-6755 (海事関係) 087-802-6807
九州運輸局	(バス関係) 自動車交通部 旅客第一課 (タクシー関係) 旅客第二課 (鉄道関係) 鉄道部 計画課 (海事関係) 海事振興部 旅客課	(バス関係) 092-472-2521 (タクシー関係) 092-472-2527 (鉄道関係) 092-472-4051 (海事関係) 092-472-3155
沖縄総合事務局	(バス・タクシー関係) 運輸部 陸上交通課 (鉄道関係) 運輸部 陸上交通課 (海事関係) 運輸部 総務運航課	(バス・タクシー関係) 098-866-1836 (鉄道関係) 098-866-1836 (海事関係) 098-866-1836